

# 中国における水利慣行

天野元之助

〔要約〕農業生産を可能にし、生産力を増大するためには、水をいかに管理、利用するかということが重要になつてくる。かかる設備が公家の力、共同体あるいは個人の手によつてなされ、生産に寄与するとき、水利権の問題が大きく取上げられてくる。本稿はかかる共同体の機能の一つとしての水利権について論じたものである。

しかし中国においては、自然的条件の相違、及び社会経済的發展の不均等性などから、水利権も、種々の慣行を伴つて、地方差を生じてくる。されば本稿にあつては、私が親しくかの地にあつて実地踏査した資料によつて、この種の慣行の成立の事情を各地域別に考察した。更にかようにして成立した水利慣行が、新中国の成立による社会關係の变革からどのような変化を示したかを見た。そこには、過去の封建性を帯びた不合理な制度が、徐々に改革され民主的・統一的な水利灌溉管理制度が確立しつつあるのを見るのである。

## 一 はしがき

水は、自然が賦与するものであるが、それを貯え・導き・あるいは排除する設備をなすことによつて、はじめて生産を可能にし、また生産を高めるものである。すなわちかかる設備が、公家の力・あるいは共同体・あるいは個人の手によつて行われ、生産に寄与する場合、そこに水利権が前

景にあらわれる。

中国のごとき、自然的諸条件においてきわめて多様であり、その社会経済的發展が均等性を欠き、その生産技術も進歩の度合を異にするだけに、この水利権にあつても、地方法々で種々な慣行をともなつてあらわれてきている。そこでまず若干の具体例を誌して、これに関する問題を説述してゆこう。

## 二 華南にみられた若干の水利慣行

一九四二年十二月、私は塩見金五郎・中山清一・竹谷秀夫の三君らとともに、広東省陵水県（海南島）に赴き、有名な溝頭壩の水利慣行について調査した。この壩は、すでに道光重修・光緒補修『瓊州府志』卷四下 輿地・水利の項にあげられているもので、明代に楊姓なる者が官許をえて、源を黎山に発する小河を、陵水県の北二〇支里（約二・五キロ）にある溝頭村で壩をつくり、溝を開いて約五、〇〇〇「工田」<sup>①</sup>（わが二〇五町歩にあたる）を灌漑してゐる。

その水利施設の管理権は、代々楊姓の子孫に属し、同族間の協議によつて、交代でこれを管理してきた。その管理者を「水長」と呼び、調査時には正・副水長各一名が同族者から出、その任命にかかる「水催」二名、「水甲」二名がその仕事を担当していた。水催・水甲は、同族者とは限らず、他姓のものでもさしつかえない。

さて河水を堰いてこれを溝に引水する壩、即ち「寨陂」は、毎年旧暦十二月二十五日ごろ新たに造るのであつて、この時期になると、灌漑区域の水の利用者が、水長から呼

び出されて、約八キロにわたる水溝を、下流から補修しつゝ、寨陂のところに集まる。このとき水長は、豚を宰り酒食を供えて「壩神」を祭り、それから寨陂の築造にかかる。この工事は、水流の堰止めであり、短時間に完成せねばおし流されるので、灌漑区域の農民五〇〇―六〇〇人の協力のもとに、一気に造りあげてゆく。寨陂の高さは約二メートル、長さは五〇メートルあつて、下部に自然石があり、その間を抜<sup>く</sup>によつて連接し、竹木でつくつた石籠を挟み、これを積み上げるのである。この工事は、約二日間で完了するが、材料も労力も、ともに灌漑利用者の完全な奉仕にまことづき、工事がおわれれば、一同は水長が用意したふるまいにあずかり、壩神を拜して解散する。ちなみにこの寨陂を利用して灌漑するのは、「小熟」すなわち冬作の期間だけで、雨期にはこれを破壊して、自然の流水にゆだねるのである。

さて寨陂が完成して、放水を始めると、その寨陂ならびに水溝の管理は、水長の責任において、水催と水甲がこれにあたる。両者は、つねに寨陂・水溝を見廻り、破損あるいは盗水の有無を監視する。水溝は、だいたい途中で盗水で

きないような自然の高地の間を通過しているが、処々に水田がひらかれていて、盗水者が無いではない。そのため監視を必要とし、渇水時にはこうしたことから、争端を生ずることもある。

五、〇〇〇工田におよぶ灌漑区域は、緩慢な傾斜地であるので、分水路を必要とせず、水田は田つたいに灌漑してゆく。しかし渇水時には水を堰き止めて自分の田に灌漑し、自然の流水を阻むことがあるので、水争いの生ずることがある。それに対しては、水長には責任なく、当事者相互間で解決せねばならぬ。すなわち水長なるものは、流水をできるだけ多く、灌漑区域に達せしめれば、責任ははたしたことになるのである。

そしてこの水を利用する者は、水長に対して一工田につき二角(二十銭)の「水租」を支払う。そのとりたてには、水長みずから水を利用する耕作農民のところに行く。水の利用者に異動があれば、もちろん「水租簿」の名義かきかえをするが、そうはげしい異動も無く、またその滞納者も無いという。

①「工田」というのは、この陵水県では、一人の農婦が一日朝

十時より夕六―七時まで)に田植えしうる面積を指し、種籾五升(日本榊)分の稲苗(秧)を植え付けうる面積をいい、(坪あたり八〇―一六〇株、一株七、八本植え)、三工田がだいたい一支畝(陵水の畝はわが一二・三畝)とされ、また二〇ないし二五工田がわが一町歩にあたるという。

つぎに萬寧県の太陽溪を引く巨大な水利施設とその慣行を述べよう。それは、約六〇、〇〇〇「工田」にも達する灌漑施設であつて、六つの経営主体に分かれ、いずれも数百年前その祖先の手できづかれ、爾来今日までその子孫に継承せられ、その施設の管理とともに、「水租」(「渠水租」)を徴している。

その一つである太陽上洪は、また錫容洪とも称せられ、太陽溪の上流に施設したもので、呉姓の経営にかかる。この規模は、もつとも大きく、灌漑面積も約三〇、〇〇〇工田に及んでいる。これについては、前記「瓊州府志」巻四下 輿地・水利の項、萬州の条に、「洪口溪」として記載せられ、それは「州西九〔支〕里の地に在り、元の大徳二年(一二九八)萬寧県民呉頭昌が田を棄てて溪となし、躬ら開鑿に任じ、知萬安軍の賀賈が俸を捐してこれを助けた。洪口が既に通じ、水を導き、東流して小海に至り、流れに

沿うて陂十一所、溝十八条を設く。明末に陂・溝がともに塞がれ、州民呉時行が重修す。康熙三十八年（一六九九）水利使呉孔恵がまた賞<sup>さいさん</sup>を捐じて重修したものである。

また太陽下洪は、石絡洪とも称せられ、蕭姓の経営に属し、その規模は前者につぐもので、約一五、〇〇〇工田を灌漑する。これまた『瓊州府志』に、「禄益溪」として記載せられ、これは「州西五〔支〕里に在り。明の州守譚進が石絡河を導いて、陂・水車を築き、各村の田畝を漑した。また石絡より溝を開いて、銅鼓嶺に至り、石に遇つて中止す。康熙三十年（一六九一）生員（科挙の受験資格者）蕭之淇がまた石を煨<sup>ぐ</sup>いて鑿通し、南洋田を漑し、利甚だ溥<sup>ひう</sup>し。いま銅鼓に官陂・民陂計五所を設け、禄益より大蒙に至るまでに陂三、溝三あり」と述ぶ。

さらに水溝堰は、そのつぎに位し、その施設は陳姓に属し、約三、〇〇〇工田を灌漑する。これも、『瓊州府志』にみえ、「新溪門賓麦陂」として記録せられる。これは、「州南十五〔支〕里にあり、明の嘉靖年間（一五二一―一五六）州人知和州の陳遜が資を捐して、賓麦河口を開いて水を導き、明二・懷一・仁三の三つの「図」にある田一、〇〇〇

余畝を漑した。のち水のため冲塞されたが、遜の孫の靈廠はこれを重ねて開き、陂を築き水を壅<sup>たむか</sup>し、裔孫の陳鳳吉は、田十五工〔差米<sup>せんち</sup>〕六斗を捐して、「陳河壩」なる花名<sup>ななな</sup>で登記し、毎年租（小作料）を輸して陂を守るのを助け、今にいたるまでこれに頼る」とある。

以上は、みな直接太陽溪をせき止めたものであるが、他の二つである后朗堰・艾索堰・烏坭壩は、いずれも前記のものに附随し、その支流に独立して施設されたものである。そのうち烏坭壩は、開設当時、共同で施設したため、現在でもその経営が共同でおこなわれ、互選によつて管理者を挙げ、その報酬は水租の収益をもつてこれに充て、なお一定の積立をおこなつて修理費に充当するなど、自治的に経営している。

そして日華事麥前、萬寧県政府では、太陽上洪の管理者呉姓（呉方甫）を「水利官」に任じ、官衙内に水利官弁事の処理に関して、県政府との連絡にあたらしめていた。もつとも水利官といつても、県政府からはなんらの薪俸を支給せられることなく、また県に対する負担も無い。ただ水

利経営者の上席として、個々の経営者間における水利上の諸問題についての協議・紛争に関する事項などを処理し、県長をわずらわすことは、まれであつたという。そして各水利施設の経営者は、水利官より水の配分・調節等に関する指示を受け、あるいは紛争の防止・解決等に関して協議をするにとどまり、かれらは看守人を置いて「洪」の看視にあたらせ、(これには、報酬として 二回「大熟」と「小熟」粃三〇〇斤づつ与う)、また「渠首」若干名を置いて各渠(壩)までの管理と、その区域内の渠水粃のとりたてにあたらせた。そして渠より先きの配水関係は、それぞれ水の利用者間において「公約」が立てられ、これを遵守するのである。その公約は、石碑に刻まれて、祠堂や、問題の生じ易い第一・第二の渠の附近に立てられ、もしこれに違反する者があれば、この碑の前にひいて遵守を誓わせるという。

水の利用者は、一工田につき粃六斤を、大・小熟の二回にわたつて納付する。この粃は、地主と小作人として均分負担するが、そのとりたては、専ら渠首がこれにあたり、かれらは管理上要した費用をさしひき、その一部を経営者に

交付し、残りを各渠首間に分配する。ちなみに太陽上洪の経営者呉方甫の一カ年の収入粃高は、約三八、〇〇〇斤にのぼつたという。また渠首たちは、それぞれ耕作者と顔なじみで、收穫期に出かけてゆくから、滞納者は皆無だとい

う。さて上記の灌溉施設は、太陽溪をせき止める「洪」からして、水は人工をもつて開鑿せられた水溝に導かれ、さらに溝中に設けられた堰(渠)によつて支路に入り、処々に設けた壩によつて、それぞれ田に灌水される。すなわち太陽上洪は、その灌溉末端たる新村堰まで二五〔支〕里におよぶため、第四堰までを「上水」、それより以遠を「下水」と称し、上・下二段に分かつて、配水の調節をおこなつて

いる。「洪」の看視は、看守人がこれにあたり、小修理はみずからおこなうが、年二回の大・小熟植付前の修理や水溝の浚渫は、水の利用者たちの自発的奉仕によつてせられる。

それでも毎年経営者、たとえば呉姓についていえば、一千数百元の費用を、その施設に投じてきたと。また洪水によつて「洪」が大破した場合には、総会を開き、寄附金を募

集することがあるが、水利施設は相互の利益のことであるから、文句なくあつまつて修理ができることである。

いづぼう経営者は、配水に注意し、水が充分ある年は別として、旱魃・洪水時にはその調節や紛争に注意を怠ることができぬ。もし洪水の處れがあるときには、「洪」を落とし、「渠」以遠にあつては、渠門の開閉によつて調節する。

なお毎年春四月、「洪」において祭壇を設け、経営者が祭主となつて水神を祭る行事は、今なおおこなわれている。

③ 萬寧の「田」は、一人の農夫が一日に田植えをなしうる水田の面積で、四升の種籾を播種して生じた稲秧を植え付けられるといひ、三工田ないし二・五工田でいたい「支」畝にあつると。

同じく崖県第一区(県城附近)には、左のごとき灌漑施設が見られる。

堰名	溝数	灌漑面積	水租(一畝につき)	備考
島岸石堰	四	五、〇〇〇 秤種	上二・五秤種	堰の中四〇丈、高さ四尺
赤草堰	一	七〇〇余秤種	中一〇斤	堰の中一〇丈、高さ四尺
曾家堰	一	四〇〇余秤種	下一把	堰の中二、三丈

新開堰	郎蓮堰	馬丹堰	高地堰
一	一	一	一
三〇余秤種	四〇〇余秤種	二〇〇余秤種	一〇〇〇余秤種
四斤	八斤	二把	以上は、小溪から引水す

○ 大熟時に灌水するもの

官堰	郎芒堰	嶺蟲堰
一	二	一
一、〇〇〇余秤種	二、〇〇〇余秤種	一、〇〇〇〇余秤種
不明	不明	不明
寧遠溪より引水す	久しく修理せず	久しく修理せず

備考 一秤種は一・二畝にあたる。一秤は粃二〇斤(十六兩一斤)の筭筥一杯の量を示し、それを本田に植え付けうる面積を指す。

右のうち島岸石堰は、一九三二年崖県縣長陳聖基の発起で、灌漑区域内の業主から一畝につき一元五角を出資させ、資本金約五、〇〇〇元をもつて、源利公司を設立し、セメントその他の資材を購入して、この石堰をつくつた。そのみぎり、各出資者には「股票」(株券)を交付した。ところが、この石堰が翌々年の大水に破壊されてからは、毎年堰を修復する。そのため旧暦三月には、灌漑区域内の業主が学校か廟かに集合して、堰・溝の建設補修のために、堰頭を選出するのである。(もつとも私の調査した頃には、同一人が堰頭をやつていた)。四月に入ると、かれは約一カ

月にわたつて三〇—四〇名の人夫と約二〇頭の牛を使役して、壩と溝（四条中の二条）の造築・浚渫にあたる。（他の二条は、比較的水位が低いので、附近の地主や小作人の手で行われる。また支溝も、同様である。）その工事が完了すれば、壩に祭壇を設けて、「壩公」に豚・鶏などを供え、紙銭を焚いて祭り、終つて一同宴をはるのである。

五月に入ると、溝に水が通される。赤草壩・郎荻壩では、支溝に灌水する場合、高地の水田は、一定場所をせき止めて時間給水を行う。もし溝に關連して水争いが起されば、結局県政府まで事件をもちだして、解決を乞うのである。

水租は、前表に示すごとくであるが、烏岸石壩について言えば、一九三四年以来粗二、〇〇〇筆以上に達するその徴収額は、まず公司の經理に粗一〇〇〇筆、副經理に四〇〇筆、収穀人四—五名にそれ一五筆、壩頭および補助者四—五名にそれぞれ二〇筆を分配し、残額を折半して、一半は股東（水の利用者）に分配し、一半は年々の壩の費用に充當する。ちなみに股東への配當は、水租徴収前机上で計算し、配當額だけ水租よりさし引いて、収穀人が受けとるといふ。

つぎに同県九所にある九所溝は五、〇〇〇工田、東羅溝

は一三、三〇〇工田、望樓溝は三、〇〇〇工田を灌漑するが、一、〇〇〇工田内外の小溝は、多数にみられる。いずれも望樓溪の河水を引き、溝中に板をもつてふさぐ程度の閘（九所溝に二閘、望樓溝に二閘、東羅溝には無し）をつくり、灌水の必要時には、「溝頭」が三日ごとに閘を閉ぢて引水するという。

これらの溝は、前述の諸例とちがつて、村の公産に属し、毎年旧曆十月に村の有力者が「溝頭」を選ぶ。この場合、溝頭たらんと希望する者は、酒肴を出して村の有力者を招じ、選任されれば、かれは「承批費」を納め、（たとえば九所溝では三〇—四〇元）、これに對して「批溝子」を作成してかれに与える。溝頭の職務は、たえず溝の状況を監視するほか、大熟（旧十月十日）・小熟（五月初）後、「溝丁」四〇—五〇名を集めて、溝を浚渫する。この場合の溝丁は、農民中から求め、そして溝頭はかれらからそれぞれ三、〇〇〇文（一元五角）を徴して、後日「溝租」（水租）の分配を約する。しかも溝の補修に多額の費用を要す場合には、水の利用者たちに分攤されるが、然らざるときは、溝頭と溝丁とでおこなう。

「溝租」は、大小熟ともいずれも、大溝では一工田につき稲一束（白米六―七升にあたる）、小溝では三工田につき稲一束を徴するが、小熟時に灌水せねば不要である。そしてそのとり立てには、「田頭」が選ばれ、小作料の納入される前に、これは徴収せられ、それを溝丁たちが溝頭の家に搬び込み、溝頭がまずその一割をとり、残りを溝丁とともに均分する。そして田頭には、溝丁たちが各自の取得份の一割を与えるという。

なお九所・東羅・望楼の上記三溝は、崖県・黄流公路から三〇〇メートルほど離れた風車田で、いずれも河水を引いているが、十数年前、三者とも溝を深めて水を引き合い、「械門」（大墮嘩）まで惹起したが、ついに渠長自ら出馬して調停にあたり、東羅・九所側は旧暦十二月、望楼側は正月に水を引いて田植えを行い、全部の植えつけが終れば、溝を旧に復し、それぞれを平均することにして解決したという。

## 附

崖県の楽羅・羅馬附近一帯の海岸には、老王埧・老周埧・老陳埧・老羅埧などという築造者の姓を冠した海隄

があり、その一部に水門をつくつて排水している。この「埧」すなわち隄防は、附近の農民の共同奉仕によつてつくられ、その代表者の姓をそれぞれ冠している。

埧の管理者たる「埧頭」は、公推される場合もあり、また世襲のものもある。かれは、隄防および水門を管理し、排水の調節をなすが、修築工事にいたつては、農民たちの共同奉仕による。埧頭に対しては、地域内の業主らが、その面積に応じて一定割合（二％）の田地を出して「公田」としてかれに供するか、また十所・羅馬附近では、二工田につき稲一束半を与える。

④ 九所の「田工」は、私の聴いたところでは、農婦が二人で一日（九時間）かかつて田植えしうる面積で、三・三工田が一「支」畝にあたると。これに対し林田朝郷氏は、水田三工田をもつて一畝とし、わが一反にあたとせらる。

## 三 華北にみられた一つの水利慣行

華北の水利慣行として、私は山本斌氏の河北省邢台県の七里河に関する質疑応答をかりよう。この七里河の下流百泉（面積約一〇〇畝地、その水面は四六畝地、水深は十六尺から二尺）以東には、次表に示すがごとく、七つの閘が設けら



れ、一つの閘を利用する数カ村で一用水地域を形成し、それぞれ用水の管理統制者として、河正・河副が選ばれ、その下に公直・小甲・幫弁があつて、水の管理統制組織をつくつてゐる。

河北省邢台県七閘の水利統制組織表

閘名	河正	河副	公直	小甲	幫弁	用水村数	備考
開	一人	一人	六	一	二	六	小甲は世襲
東注閘	—	—	一〇	—	—	—	—
普濟閘	—	—	四	—	—	—	—
永濟閘	—	—	一	—	—	—	—
永利閘	—	—	二	—	—	—	—
龍興閘	—	—	一	—	—	—	—
濟民閘	—	—	四	—	—	—	—
光潤閘	—	—	一	—	—	—	—
			八	—	—	—	—
			四	—	—	—	—
			一	—	—	—	—
			一	—	—	—	—
			八	—	—	—	—
			二	—	—	—	—

備考 山本斌『北支慣行調査資料之部第六号 水篇第五号 河北省邢台県第五区東旺村』 満鉄北支経済調査所 昭和十七年六月

右のうち「河正」「河上老人」ともいう。および「河副」は、旧曆二月十五日龍王廟へ「好年頭」(豊作)を祈る上供時に、「小甲」・「幫弁」らが協議して、暮しのよい高潔な人物を、用水村落内から公推する。

河正・河副の選出方法については、閘によつて異なり、(1)用水区域内の特定の一カ村が出すもの、(2)大村二カ村が交替で出すもの、(3)関係村から選出された小甲・幫弁たちによつて選出されるものなどが見られる。

その河正の職務は、溝の監視や水争いの調停にあたるとともに、河副と一緒に二—三月頃二—三日おきに溝を巡視し、小甲と協議して淤塞した溝・壊れた閘に対して、「鎌工」をして修理せしめるなどの任務をもつ。

「公直」は、河正・河副を監督するもので、村長がこれを公選する。これに対し、小甲は土地に古くから住む老家であつて、小甲になる家は、昔から「河簿」「水簿」・「河譜」ともいう)によつて一定している。その職務は、河正の命を受けて、「鎌戸」(水を利用する農家)の割りあて、監督をなし、「鎌錢」・「河糧」の徴収、さらに水争いに際しては、河正・河副とともに会議に出席する。

「幫弁」は、公直が兼ねる場合が多く、これは河正・河副・小甲をたすけ、また会計の監督にあたる。

さて毎春「開溝子」すなわち溝の浚渫に際しては、河正が次のごとき通知票をしたため、河副を通じて、各小甲に交付

する。

三月二十二日	当埜毎小甲帶夫二名
二十三日	挑河毎小甲各帶全夫
二十四日	挑河毎小甲各帶全夫
	老人管升堂啓

すなわち二十二日には、小甲たちはそれぞれ二名の鎌戸を帯同して、閘を閉ぢて流水を塞ぎ、溝底を乾かす作業をおこなう。然る後、水溝内を区割して、各小甲に割り当てられる。小甲は、「鎌底」(鎌夫の名簿)に基づいて、出役すべき鎌戸を率いて、溝の浚渫に従事する。その時期は、清明節(四月五日頃)の前後一週間であり、鎌戸の割りあては、水田は一畝につき一名、旱地は二畝につき一名とせられ、すべて業主に対して行われるが、収租地主はない小作人に代理出役させている。当日鎌戸は、「鎌」すなわち挖土用の木杓(木製のショベル)を携えて出役し、溝内の泥土を浚えて、これを隄の上に投げ上げ、のちこれを鎌てくずして、溝道の側面に塗るようになたみ込み、流水の円滑を図るのである。

さて開挖がおわれれば、引水となるが、ここでは水が不足するため、各村落の水の使用に関しては、毎月何日から何日の何時までと定められ、それにしたがつて村民たちは自分の田の端に、水門を開いて同時に引水するのである。

つぎに閘の修理・河床の浚渫に要した費用および溝の占める地積の田賦(?)は、秋收後(十月頃)その灌漑面積に応じて割り当てられ、それを各小甲が集めまわる。(一九四一年度の「挑河花費」は、約一角であつた)。その際、小甲は「免鎌」一張、すなわち十畝地に対する「花費」が免除せられる。また河正に対しては、鎌戸よりそれぞれ一畝につき麦半斤(または一合半ともいう)、河副にはその半分を、謝礼としておくる。

なお河正は「水簿」を、小甲は「鎌底」を保管する。水簿は、小甲の鎌底に基づいて河正がこれを作成し、その中には各小甲の管轄する鎌数(明記せられ、これは「撥夫」すなわち人夫の出役や「派款」すなわち花費の割り当てに使う。「鎌底」は、小甲がその管轄する鎌夫を記入したもので、土地を売つたような場合には、必ずその都度ないし清明節前に、「算鎌」する。すなわちそのときには、小甲

が自ら銅鑼を鳴らして「何月何日は算鎌だから、その前に変動を届けてくれ。また算鎌の日に希望者は出て来い」と、大声でとなつてある。そしてその日が来ると、河正・小甲・幫弁五、六名のほか、関係のある鎌戸が集まつて、土地の異動を報告する。幫弁は、河正を手伝つて、帳簿上に誰々が何畝を誰に売つたとか、誰が何畝を誰から買つたという風に、その関係者の姓名の傍に書き込んで訂正する。それが済むと、その年の正確な「地畝簿冊」が出来、それを各小甲が自分の管轄する鎌戸のものだけ写しとつて帰る。そしてこれによつて当年の人夫を割り当て、また花費を分攤するのである。(山本斌氏の上記報告、および四三年九月二十六日付同氏書信による)

ちなみにこの山本氏の報告を、中村治兵衛教授がとりあげて、河正の選出方法に特定の一カ村が出し、また大村二カ村が交代で出すところを問題にし、「ここに水源地の地元(上流)と下流といった力関係による支配」従属関係がみられる」こと、最初に水利施設に協力しなかつた村落は、「今になつて供水を求めても、既に確立した用水区域を打破してこれを拡充することができず、灌漑

水のないために、農業生産力が低位に止まつている処もある」こと、「實際問題として、用水の管理統制の組織において重要な役割を演ずる」小甲が、世襲化しているところでは、かれらが「河正・河副を自ら選出して、全用水の機構を支配するという状態を呈する。こうなると、一見、数村落による共同保全のための用水の共同管理のごとく見えても、実は少数の土地所有者による用水の支配が、そこに行われていると、いわなければならぬであろう」と、論ぜられている。(『新中国の灌漑水利』『農業総合研究』七の三、昭和二八年七月)

#### 四 西北にみられた一つの水利慣行

なお一つ、新庄憲光氏の綏遠省包頭東河村の水利慣行をあげよう。ここでは、東河の河水や転龍蔵の泉を引いて、東渠・西渠・南渠に導き、それから網の目のごとくに約十四頃(一、四〇〇支畝<sup>④</sup>)の耕地に灌水している。その灌漑期間は、だいたい清明節(四月五日頃)の数日前から、立冬(十一月七日頃)の頃までで、一九二六年までは農圃社が、それ以後は郷公所が期間を決定する。この農圃社は、道光

十八年（一八三三）にてきた「公行」に源を發し、直接には同治年間（一八六二―七四）に公行より分離独立した「園行」に溯る。この園行は、風と雨とを司どる龍王廟の信仰を中心として、東河の水を引く農民たちの組織した一種のギルドである。それが民国（一九二二）に入つて、「農園社」に改組せられ、さらに十五年（一九二六）新設の東新郷郷公所のうちに吸収されたものである。

さてその用水権は、こまかく「水股」に分割せられており、その所有者名・所有水股数・灌漑日時などは、「遺註大小水花名冊」に誌されて、郷公所に保管されている。そしてこの簿冊の「大小水」というのは、東河の河水を大水、龍蔵の泉水を小水と呼びならわされ、これらの流水は、いずれも一昼夜の流量を「早水」・「晩水」・「夜水」に区分し、南龍王廟の公鶏かんどろの鶏明から、同廟戲台の前で測定した太陽の南中までの時間の流量を「早水」、それより戲台に立つて西山に太陽の没するまでを「晩水」、それより翌日の鶏鳴までを「夜水」とする。そして大水は、早水・晩水・夜水がそれぞれ「水股」十厘づつとせられ、小水はこれがそれぞれ一厘づつとせられ、灌漑は十一日を一週期として

おこなわれる。この一週期の流量は、水股からすれば、大水が三三〇厘（三三河とも言われる）、小水は三三厘（三・三河）として表現せられ、兩者合計三六三厘の水股が、左表のごとく調査当時九三名に所有されていた。

水股所有状況表（一九四一年）

所有者別	所有水股数	所有者数
一厘未満	一一・四五〇	一六戸
一―四厘	一一二・一七六	五四
四厘以上	二二九・三七四	二五
合 計	三六三・〇〇〇	九三

備考 一厘水の灌漑面積は、四―五畝という。

さてこれらの水股所有者は、それぞれ灌漑の日時が特定されていて、上記花名冊にのせられた順序・水股数に従つて、その耕地に引水されるのである。もつとも実際は、郷公所に届け出て、当業者間で用水権を融通しあい（これを「調」といふ）、あるいは自分の水股を細かに分割して、灌漑の日時・回数を適当に配分し、自分の分配耕地に対する適宜な灌漑をやつている。そして取水に際しては、みずから東門

外の総壩および渠口所在地に至つて、河水のとり入れ・渠口の閉閉・渠道の分割などをおこなう。すなわち「実際に灌漑を行うには、少なくとも三名、すなわち総壩にあつて渠道への分水の公平を監視する者、渠道を巡視し途中における盗水を警戒する者、耕地の灌漑をおこなう者を必要とする」。

なお夏期の豪雨などで壩が破壊した場合、軽度の場合は、その日の引水者が自分で修理するが、破壊の大きいときには、郷公所でこれを行う。

さて水股所有者は、「大小水花名冊」の順序に従つて、その所有水股一厘につき十二日の割合で頭となり(ただし大水の水股所有者に限られる)、その間における郷公所〔農圃社〕の支出は、たてかえ払いをし、旧曆三、五、九月に決算をおこない、総支出額は各自の所有水股数に應じて割り当てられる。ちなみに一厘水あたりの負担額は、民国二十八年(一九三九)は五円二十九銭、二十九年は八円三十六銭であつた。

また郷公所(農圃社と呼びならわされている)では、旧曆五月二十六日および六、七、八、九月の各十五日に、羊の血

を供えて龍王を祭り、風雨の平順を祈願し、六、七、八、九月の各一日には、龍王廟内に祀られた「白雨」すなわち霞の神に供物をして、雹害除けの祈願をし、また九月十五日には南龍王廟に水股所有者が全部参集し、郷長と書記から会計報告を聴き、これによつて年度は更替する。以前は、それがすんでから会食し、十四、五、六の三日間芝居を打つたといわれる。(新庄靈光「包頭の蔬菜園芸農業に於ける灌漑上・下」『滿鉄調査月報』昭和十六年九月および十月号)

④ 寧夏省包頭の畝は、わが六・〇四九畝にあたる。

なお用水権が「股」に分けられている例は、山西省朔県の下水渠(三支里餘)にもみられる。この渠は、清朝のはじめ下水村の村民によつて開かれたが、その後しばしば修復せられ、民国七年(一九一八)ごろには、この用水権は二〇股に均分せられ、一昼夜を三股と定め、順次輪流し、八日で一週する。前後の順序は、抽籤でこれを定めるといふ(六政考核処編輯『山西省各県渠道表』民国八年七月)、また懷仁県の万金渠(三支里餘)は、清の道光年間(一八二一—五〇)に万金橋村の村民の修濬にかり、灌漑面積七〇〇余支畝、村の公共經理に属し、その分水のしかたは、十六日で一週し、

毎日を十厘にわかち、うべき厘数は出錢の多寡できめられ、渠頭をやとつて修渠等のことを専管させている。(同上)

## 五 その他零細資料にみられる水利慣行

以上、私は比較的詳細に調べられた水利慣行の報告を例示したが、調査者の対象究明の仕方相違から、統一的に理解しえない嫌いがあるも、この若干例からして、その慣行にも種々差異が見られ、中国の諺にいう「百里不同風、千里不同俗」の感を新たにする。とにかくこの権利の実態は、多く地方の慣行によつて、決定されて来た。いま私のあつめた零細資料から、慣行のあり方をも少し探つてみることにしよう。

まず「山西省では、灌漑水路(溝渠)は、村落の公有である。そして毎月の用水量は、耕地の大いさに応じて定まる。すなわち十畝地をもつ農民は、二本の線香の燃えつくす時間の流水を享有する。この線香は、長さ約一尺で、三〇分ぐらいで燃えつくすという。この弁法は、数百年來ひきつづいた慣行であつて、郷村の簿冊に明記せられ、村長(昔は「糾首」といった)がこれを保管している」と(劉大鈞

『我国佃農經濟狀況』一九二九年九月、『Agriculture Practices in Shansi, Chinese Economic Monthly, August 1925』。これが省内いずこの水利慣行を記載したものか、明らかでないが、たとえば山陰県の水峪口渠(二〇餘支里)は、明の万曆年間(一五七三—一六一九)王文瑞が南周庄等の村民を糾合して開渠、民国七年(一九一八)當時四、〇〇〇余畝を灌田したが、この渠は、南周庄と蘇家荘が用水路を共同管理し、南周庄は昼に灌田し、蘇家荘は昼夜兼漑する。漑田の時刻は、燃香でこれを定め、修渠等の費用は、燃香の多寡をもつて攤錢の標準とし、毎寸香の攤錢は五〇—一六〇文であると。(『山西省各縣渠道表』)

また同書には、懷仁県の西雙合成渠・東雙合成渠・裕源成渠、平陸県の大・小澗北渠・附郭渠・令狐家村渠・李公渠・潘公渠・高賀渠・葛趙渠・張峪渠・圪塔渠など、いづれも灌漑時刻は燃香を以てこれを定むとして、司法行政部編『民商事習慣調査報告録』(一九三〇年六月)には、汾陽県では「地畝の灌漑は、燃香をもつて度(ひょうじゆん)となす。地一畝ごとに、ただ一寸半の香(せんこう)の水を灌漑することをゆるす」と報じている。

斯くのごとき線香の燃えつきる長さで、用水量を規制しているのは、たんに山西省ばかりではない。陝西省潼關県にも、「燃香は寸に按じ、輪流灌溉す」とし、甘肅省の西路・北路でも、「灌田の水は、多く渠より取り、……数寸の香の燃えるのを限とす」とし、同じく鎮番県でも「分水の時刻は、燃やすに香寸を以てし、輪流澆灌す」とし、また甘・涼州一帯では、「雪山・黒河の水を資り、以て教県の田を灌溉す。毎県の村莊中には、地勢を度量し、資を集めて渠を修め、水を蓄えて以て地を灌するに備う。「輪頭」一人を公擧して、用水を管理し、先後輪次、寸香を燃して地若干畝を溉することは、輪頭によつてこれを定む。もし順番の来た戸に、灌溉が足りてなお余りある場合には、その分だけ臨時に畔を隔てた地戸に売ることができるとしている。こうした用水の売買について、前記包頭東河村の調査で、新庄氏がその証書を示されているから、ここに参考までにあげておく。

包頭における用水売買証書

立出売永遠水文約人尹羅延立榮兄弟三人、同母議明、今將自己原置到在西包頭園行内、頭一天輪流小水一厘、係水通至官渠老填溝、充泉水路、出路通行、以上註明、情願出売与武榮名下、永遠承守澆灌使水通用、同中人説合、共作過売水価市洋元一百六十圓整、其洋元中人言明、現付洋元六十圓整、下余款洋元、赶陽歷十二月尽全清、每年応出蒙古水租市洋元六角整、其租洋元、按以春・秋二季交納、自売水之後、日後如有自己本族人等争奪者、有売水人一力承当、此係情出兩愿、各無返悔、恐口無憑、立出売永遠水文約為証用

中華民國十九年陰曆七月二十三日  
陽曆七月二十三日 立

出売水人 尹立榮兄弟三人立  
羅延 成榮

包頭縣 國行農圃東新村

劉高 李止 尹憲 閻高  
十 十 十 十

『山西省各渠渠道表』にも、たとえば懷仁渠の下寨渠で、「地戸所得分水時刻、即永遠爲業、典売自由」としてゐる。

すなわち此の用水売買証書は、永久に売り渡したものであり、さきの甘・涼州の用水売買は、臨時的なものであるが、こうした用水売買や上記諸例の燃香分水は、水が農業生産上クリティカルな意義をもつところで、用水の不足が經常的に存する地方（農田）に、主としてみられるものである。なお前記包頭の東河村でも、菜園に灌水するとき、長さ二十一センチの線香に七等分した目盛りを墨で附し、これを「香槽」（線香を入れる木箱）に納め、点火してその燃焼時間を測定しつつ、菜園内を畦切りして灌水しているのである。

ところで用水の不充分と嚴重な分水慣例の中にあつて、盗水のおこる可能性が存在するため、盗水に対する懲罰規定がみられる。たとえば新庄氏によれば、包頭から約二キロの劉宝窰村の龍王社では、社規が成文化せられ、盗水者には罰として、その旨を誌した石碑一基を建てさせ、<sup>は</sup>唱戲を三日打たせるし、また『包頭農圃村禁約』（一九

二九年四月）には、「凡そ本園戸にして社規に遵わず、私偷して放水澆灌するものあれば、社規に按じて重罰す」とあり、山本秀夫・上村鎮威両氏の山西省臨汾県の范家渠（九カ村で共同管理し、約四、〇〇〇畝を灌漑）の調査では、「一家にて多量の水を使用せぬこと、もしこれに違反すれば米五石の罰」、「面積の届出を偽つた場合は、米三石の罰」と、規約に定められているとし（『山西省臨汾県一農村の基本的諸關係』『東亜研究所報』第九号昭和十六年四月）、また広東省萬寧では、上述のごとく、「公約」を刻んだ碑のまゝに、盗水者をひいて、遵守を誓わせるという。そのほか、拾いあげれば、まだまだ存在するだろうが、この若干例をとつても、盗水者の処罰に輕重の差があらわれている。

つぎに用水利用者の負担であるが、これは前述のごとく利用戸の労役にまつものから、「按畝公攤」されるもの、さらに定量の穀物ないし定額の金款―「水租」にいたるまで、種々の形態がみられる。ここに私のあつめたもの（水租・攤錢）を表示しておく。



各地における水租・攤錢表

省	渠	名	水	租	引	用	文	献
河北省	山西	邢台	東旺村	一畝約一角(一九四一年)	前	揭		
山西省	朔州	廣裕渠	水利股份有限公司	一畝五〇—六〇文(一九一八年、商弁広裕墾牧)	前	揭		『山西省各渠渠道表』
嶺南	大堰	渠	一畝二〇〇文(農務分局)					
			一畝二〇〇文(十八カ村毎月輪灌一次、修渠攤錢)					
廣東省	萬寧	諸頭壩	一工田(三分の一畝)二角(小熟期)					
			一工田(〇・四畝) 靱六斤(大・小熟とも)					
			一畝上)靱三〇斤、(中)一五斤、下一〇斤(大熟時)					
			一畝稻一把(大熟時)					
			一畝靱四斤(大熟時)					
			一畝靱八斤(大熟時)					
			一畝稻二把(大熟時)					
			一工田(〇・三畝)稻一把(白米六—七升)(大・小熟とも)					
			三工田一把(大・小熟とも)					
			二工田稻一・五把					
			一畝稻米一五升					
			一畝穀七升					
廣西	陸川	六良堡	早造(一期稻)は縱横二列、晚造(二期稻)三列の禾					
			早・晚造とも縱横一列					
			早・晚造とも周圍の田禾一列					
			油麻 鵝山 五屯車 天鵝洞 麻泥 陂					
			第四区岑村南約郷					
			十所・羅馬					
			九所小溝					
			九所大溝					
			高地壩					
			馬丹壩					
			郎斐壩					
			赤草壩					
			烏岸石壩					
			諸頭壩					
			洪					
			沙湖堡鴨兒洞陂					
			大陂					
			江陂					
			古濟勳『陸川縣志』卷三水利 民國十二年重修					
			興亞院廣東派遣事務所『廣東省農村調查報告』昭和十七年					

山西寧原 走馬道渠

臨汾 廣濟渠

陝西 樊家渠

涇惠渠

五原 上渠

察哈爾 惠民渠

寧夏包頭 東河村

一畝一〇〇文(修渠攤錢)

一畝一角八分(廣濟水利公司)

一畝六〇錢—七〇錢(一九三九年)

一畝五角、三角、一角(陝省水利局收)

一頃(百畝)二元ないし八元

一頃十二元(うち七元は治渠費、二・五元は水利の経費)

一畝七五〇文

一畝稻田一、八〇〇文、雜糧田九〇〇文

一畝稻田二、四〇〇文、雜糧田一、二〇〇文

一畝水(四—五畝)五・二九元(一九三九年)

八・三六元(一九四〇年)

『山西省各渠渠道表』

山本・上村兩氏調

全國經濟委員會水利処『陝省水利概況』民國二十六年八月

『The Region of Hsichuan』

Chinese Economic Journal, March 1927.

『天津大公報』民國二十四年五月二十五日、同じく七月八日

『天津大公報』民國二十四年十二月十五日

前掲

さらに灌漑施設の補修については、多くの水の利用者の

労力・資産による共同負担によつて行われることは、前述

の広東省陵水県の溝頭壩、萬寧県の諸洪、崖県樂羅・羅馬

の各渠や河北省邢台県七里河など皆然り、江蘇省松江県華

陽鎮でも、旧暦二—三月の候、村の顔役や地方一の経営者

が、村民を指揮してクリークの浚渫にあたりと聴かされた。

また広東省崖県の烏岸石壩では、水の利用者より徴収し

た水租の一半を、壩・溝の補修・浚渫の費用に充て、「壩

頭」の手で人夫・役畜を徴してその作業にあたらせ、同じ

の利用者に分攤させるが、通常は溝頭の責任において、「水

租」をひきあててに溝丁を使役してこれにあたる。また山西

省臨汾県の樊家渠(一〇支渠)では、毎年龍神廟に九カ村の

代表者(渠長)があつまり、(そのため廟内に房子が九つ造ら

れている)、合議のうえ、渠の維持費・人夫の費用等を決定

し、毎年二月石堰の修理、九月水路の掃除、その他龍王

廟の修理や、三月十五日と七月十五日の龍王の祭などに、

用水戸から徴した「水税」をつかうという。(山西省臨汾県

一農村の基本的諸關係)

そのほか修復のために、別に基本財産を用意している例

も見られる。たとえば江蘇省無錫県の芙蓉圩(田七〇、〇〇〇餘畝)では、道光二十年(一八四〇)大水で全圩が沈没してから、礼社の紳士薛経閣がまつさきに田一〇〇〇畝を寄附し、さらに他処に募つて合計三〇〇余畝をえて「保團堂」を設立し、圩岸・閘壩等の修理の責に任せしめ、章程を定め、石碑に刻んで永く遵守せしめることとした。すなわち「定例」では、大團岸は五年に一大修、三年に一小修とし、抵水岸は三年に一大修、一年に一小修とす。修岸のときには、田に應じて夫を徴し、「圩董」に弁理せしめるものとした。しかし調査当時(一九三)圩岸の失修は、すでに十年に及んでいると報し、同じく楊家圩(実有田一六、〇〇〇餘畝)でも、光緒初年(一八七五)無錫知県裴浩の貸錢八〇〇千文によつて田一〇〇畝を購置して「保團堂」を建立し、毎年の小作料収入をもつて、堤岸・涵洞等の修理事務の責を負わせ、大團岸は七年に一大修、三年に一小修、分界岸は三年に一大修、一年に一小修、これを圩董に経管せしめて来た。これもまた、現に圩董が廢せられ、その責に任ずる者なく、大團岸は失修すてに七年に及んでいると報せられた。(王堯豊・陸謂民「無錫芙蓉・楊家岡圩調査報告」『農業周報』第一卷第

三十四期、民国二十年十二月十八日)

さきに私は、水の利用者間の分水の法をみたが、その法はまた他村との間にも、「成約」として、また「慣行」として、旧くから存在して来た。すなわち過去の資料については、清水盛光教授が『中国鄉村社会論』(一九五一年)第三篇第二章第一節治水灌溉に現われたる通力合作の形式で、掲げられたが、私は近年の事例をとり上げた。

すなわち広東省崖県では、望楼溪の河水を、旧曆十二月には東羅・九所側が、正月には望楼側が分水し、いづれも挿秧を終えて後、溝を旧に復し、双方の流水を平均することとは、既に述べたところである。

北方の例では、河北省邢台県第五区七里橋村では、山本斌氏によれば、晋祠河の使用日は大水(閘を閉しても充分ある水)は七、十、二十一の三日間、小水(閘を閉じて洩れる水)は一、十五の二日間とせられ、通溝河の使用日は、一日・十五日と定められて、同じく田家庄では、晋祠河の水は、次のごとく流される。

大水  
七日より 三日半  
〔北溝一日半  
南溝一日半〕

小水  
一日より 一日半  
〔北溝一日  
南溝半日〕  
十五日より 一日半  
〔北溝一日  
南溝半日〕

同じく東旺村では、狗頭泉より古南溝に水を引き、用水時には処々に設けられた閘は、上流の方から順次三日間づつその閘を閉じ、そこに溜つた水を、周辺の農民が規則通りに自己の田畝に引くよう定められている。

また寧夏の河套では、新庄氏によれば、渠の左右を一日

渠名	渠名	渠名	灌田面積	摘
朔 渠	五 福 渠	東渠三〇余支里 西渠一〇余支里	一〇、〇〇〇余支畝	驚蟄（三月六日頃）より四日間は耿莊、ついで五日間は木家寨、さらに二日間づつ七里河・祝莊・安莊が用水。洪水は夏至（六月二十日頃）の日から安莊、木家寨、祝莊、七里河の順で一日づつ用水。ただ耿莊だけは勝手に使用できる。
平 遙	永 濟 渠	九 支 里	四、〇〇〇余支畝	
榆 次	常 安 渠	二〇支里	二、六五〇支畝	三月より十月まで、毎月十日から二十日まで西泉村が、二十日から翌月九日まで南北石渠頭・東卜宜・偏城・梁家灘が用水。 郝村と張花がそれぞれ十一日、北格が八日使用し、毎月で一周する。

ごとに交互に行うとか、あるいは第一日は甲支渠、第二日は乙支渠が引水するとか、更にはまた渠口に近い支渠より渠梢（退水渠）の方に順次灌水するか、逆の順序にしたがうか等々、種々の「渠規」がみられる。

そのほか山西省山陰県大虫堡の小南渠（四支里）は、万曆三十九年（一六一一）の水不足から、応県の村庄との間に水争いがおこり、以後、応県の村庄は単月（奇数月）に、大虫堡村および合盛堡・両双山等の村は双月（偶数月）に、それぞれかわるがわる灌漑することとなり、双月に灌水する村々の間でも、また灌田の日時を定め、修渠等の費用は、二、〇〇〇余畝の灌田に対し「按畝公攤」していると（『山西省各渠渠項表』）。また同省における若干例を表示しておく。

摘 要

懐仁	双美渠	三支里余	一、四〇〇支畝	興旺村が七日、大同県の王家堡が三日用水。 南屯村十三日、南堰鎮七日、北堰鎮五日、二十五日で一巡する。
太原	鳳中渠	二〇支里	三、五〇〇支畝	

備考 『山西各渠渠道表』より若干ひろつたもの

こうした村落間にとりきめられた分水成規は、多くその水を利用する村落間の水争いを生じた結果の解決策として、あるいはまた水争いの予防策として採用されたもので、なかには血腥い械鬥や汗血をしぼられた訴訟や村老達の骨身を削つた労苦が秘せられているものが少なくない。かくしとりきめられた事項が、碑文に刻せられ、永く遺されてきたことは、府州県志山川・水利の項に少なからず見られるところである。ここに二、三の事例を挙げておく。

(1) 道光『瓊州府志』(東) 卷四下輿地水利、瓊山県の条―

「南橋水道、在県城南門外、源自西湖、龍川合流、至南橋。宋人浚河、自攀丹達大江。正統(一四三六―四九)間、攀丹人於兩岸築柵置車、引水灌高田。成化八年(一四八二)副使徐棗、以南橋周相等訴称、橋内低田為水車所壅、遂除柵廢車。自是攀丹苦無灌漑、争訟不已。正徳六年(一五一二)郡主王子成、召兩造造民謝傑・陳堯明等、議

高、下田、兩便之法、断令每年以十一月二十日開通水道、灌南橋低田。待禾苗發生、至次年二月初一日、方許塞水置車。其低田務要依期布種。或上半年雨水泛溢、則水車仍必開通。永為定規。」

(2) 同治『榆次県志』(西) 卷六河渠の条―「奸黠之徒、或

売水以市利。豪強之族、或擅水以自私。上流居偏重之勢、餘村以失利為憂。争端萌起、獄訟滋煩、甚至群衆鬪狠、毀壩決防。雖自明代及今、賢邑宰定程刻石、屢俾依守、然諸弊終未能禁絶也。」

(3) 光緒『統修邢台県志』(北) 卷之一輿地 龍興閘の条

―「每歲按鎌分刻、按刻分水、其間雖至親者不得私、至貴者不得羈、至賤者不得欠。祖以是伝之父、父以是伝之子、子以是伝之孫。……子孫世世守之、他人不得而争之也。」すなわち第一例は、長くもつれてきた訴訟事件―水利案件を官衙で処断したもの、第二例は、村落間の小ぜりあいか

ら訴訟にも出され、ときに械門にまで及び、ついに昌宰によつて和議調停でき、成規を石に刻して遵守を要求したものの、仲々まもられていないことを示し、第三例は前述の邢台県七里河の水利に関するもので、前二例とちがつて水利利用者個々人の成規を示したものである。なお第二例に「奸黠の徒は、あるいは水を売つて以て利を市り、豪強の族は、あるいは水を擅まにして以て自ら私す」といひ、第三例に「至貴者は覇するをえず」と述べることく、地方の豪紳・地主が水利施設を壟断し、水源を独占することは、旧くよりみられ、かの李炳華女史(Mrs. Ping-Hua Lee)の『The Economic History of China.』1921.にも「権門・豪族・皇族・王公・地主・官吏および富商たち」が、水源を独占して農民を収取し、また小作人に転落せしめるために、それを利用したことを証明している。「一九二六、七年、広東・広西・湖南において、嵐のごとき農民運動がまき起つた際にも、農民の最初の要求の一つは、地主に占拠せられた水源の返還であつた」といわれている。(マヂャール『支那農業経済論』第二章)

事実、水利を原因として農民たちが鋤・鋤・稷を執り、

その他の武器をもつて大喧嘩するに至つた「械門」の例は、すでに清水教授も古書より抄出されているが、私が新聞紙から拾ひ出したものに、左のごときがある。

(1) 河北省天津県民と静海県民の械門―静海県王穩荘・常流荘等十余カ村民が、減河上流に涵洞を設けて引水したことから、天津県小站村民がこれを破壊した。そこで械門となる。(『天津大公報』一九三四年十一月二十六日)

(2) 山東省鉅野県民の械門―黄河と東岸と西岸の村民が、壩の構築問題より械門となり、調停にあつた渠長が、民衆に扣留・毆打された。(『南京中央日報』一九三四年八月六日)

(3) 河南省湯陰県城東二〇余支里の両村民の械門―小坡村民が公牛河の隄防を切らんとしたに對し、上金寨村民がこれを阻止したことから、約一、〇〇〇人が河を隔てて大械門をなす。(『天津大公報』一九三五年七月三十日)

(4) 山西省平遙県大聊城等四カ村民の械門―大聊城・西聊城・蘇封村・趙家堡の四カ村民が灌田渠の争いから、おのおの相譲らず、ついに二カ所で大械門を發生す。(『天津益世報』一九三五年四月二十七日)

津益世報一九三五年四月二十七日)

- (5) 山西省河津県北郷村民の械鬥―固鎮村と西磴村の村民が、水利を争うてたがい相仇忌し、ついに争執をおこす。前日、同処の清水渠の上流で、渠身が悪劣分子に挖開された。そのとき固鎮村人が灌水する番になつていたので、この情形をみて、村民二〇〇余人を招集、西磴村に対し問罪の師を興し、械鬥ともなる。(『北平農報』一九三四年五月九日)
- (6) 陝西省洛陽縣三山村民と張莊村民の械鬥―三山村民が洛水の河岸の張莊村で、決口・取水したことより、械鬥おこる。(『南京中央日報』一九三四年八月十四日)
- (7) 江蘇省無錫縣陳墅鎮村民と江陰縣顧山鎮村民の械鬥―陳墅鎮側の巨壩構築によつて河流を截留したことに原因して、顧山鎮側の壩うち壊しとなり、兩村民の械鬥おこる。(『南京中央日報』一九三四年八月二十一日)
- (8) 江蘇省蕭縣民と安徽省宿縣民の械鬥―一九三六年五月、兩県民約三、〇〇〇人が水利の争いをおこして、械鬥となる。(錢志超「一九三六年的農民紛糾」『天津益世報』一九三七年五月八日)
- (9) 安徽省宿縣民と河南省永城縣民の械鬥―永城縣民が溪

河の上流孔家溝に、築壩堵水をおこなつたことから、宿縣民が武装して、永城縣民と械鬥す。(『南京中央日報』一九三四年五月十一日)

以上の諸例は、大連にあつた私が上掲新聞紙の地方通訊から拾ひ出した零片で、それがどう解決されたものか、全く不明である。が、たとえばそれが山西省で報ぜられるように、「利害關係を有する郷村の村長あるいは耆紳たちが、關帝廟にあつまつて、和議の形式で問題を解決する」場合もあろうし(劉大鈞『我國佃農經濟狀況』)、また県政府に持ち出され、あるいは地方官憲が乗り出して、「勸解調和」すなわち仲裁や調停和解がおこなわれるのであろう。

また械鬥にまで到らずに、地方の官憲や耆紳たちによつて手打ちのできたものもあろうが、ここに一つ『中国經濟月報』にみられる次のごとき記事をとり上げておきたい。すなわち「浙江の南部や東部の耕地の多くは、丘陵地帯に位し、山中の溪流を引いて、限られた水の供給をなしている。この地方の慣習に従えば、溪流がある人の所有地内を通過してゐるときは、かれは流れのその部分に対して、引水の排他的權利をもち、その權利は大なり小なりかれの私

産となつてゐる。そこでひゞりの時には、その所有者は屢屢堰をつくつて水を溜め、その下流に位する土地の農民たちから、水の供給を断つ。かかる場合が発生すると、深刻な紛争がおこり、結局当局の干渉にまで及ぶ。だが、このような案件に関して、裁判所も判決を下しえないことが多々ある。(『Tenancy and Land Ownership in Chekiang』 Chinese Economic Monthly, October 1926)

誠にトウネイ氏もいふごとく、「ヨーロッパの村落においては、耕作の共同施設の維持に関して、あるいは荘園の法延によつて定められた共有牧場や草原や森林の使用規定をめぐつて、行われた協力とそして紛争は、中国においては、何よりも水の問題を中心としておこるのである。」(R. H. Tawney, 'Land and Labor in China, p. 49')

## 六 新中国における水利問題

さて以上にみられる如き長年の水利慣行が、新中国の成立に伴なう社会關係の変革から、所謂残存する封建「水規」の廢除となり、次第に一步一步と民主的・統一的な水利灌溉管理制度が確立しつつある。

すなわち土地改革の実施によつて、「耕者有其田」制度を実現するとともに、嚴重な「階級区分」が設定されて、地主・富農の鄉村支配が推翻せられ、新しい指導層が生れるとともに、鄉村における民主政治が實現され出して来た。かくしてかつての水利灌溉管理も、土地改革を経て、一部支配者の独占的・壟断的情况が、一掃されつつあるようだ。そして今や「封建的水規の廢除と民主管理の實現」が目ざされ、そのため用水戸が数戸で水利小組をつくり、それがあつまつて村水利委員会を構成し、さらにこれが行政地域あるいは水系を中心とする上級の水利管理機構に連繫するといつた民主集中制を採用し、それぞれ公選された委員会で、分水順序や水量等が公議せられ、必要経費を徴収し、また種々の水利問題が議せられ、中村治兵衛教授の言葉を借れば、「新しく再生していく灌溉水利は、旧来の一村あるいは数カ村、ないしはある特定の農村社会にのみ妥当する孤立と閉鎖性をもつ慣行としてではなく、中国全体の農業生産と結びつけられた農業技術の一つとして、活路を見出さうとしているものごとくである。」(新中国の灌溉水利)



そこで、もう少し具体的な改革の事例をさぐってみよう。

まず土地改革ののち、中国では農民の組織化・農業の集団化が推進せられ、互助組の形成から農業生産合作社の組織へと、急テンポで発展をみせ、一九五四年末には農業生産合作社は五〇万個になんなんとし、参加農戸は全国総農戸の一〇％、経営耕地は全国耕地の一四％におよぶにいたつた（李先念「關於一九五四年國家決算和一九五五年國家豫算報告」『人民日報』一九五五年七月十日）。いうまでもなく、「互助組」は、組員が自願互助・等価交換・民主管理の原則にもとずいて、これを運営するが、土地および生産手段は、個人の所有ならびに使用に委され、その投下労働も、基本的には個人的であり、互助労働は、主として「工換工」・「按劳定分」の法で評価計算せられ、その生産物は個人に帰属する。ところが、「農業生産合作社」では、個人所有の土地を入股（出資）し、合作社が統一的・計画的な生産活動を営み、入股した土地「份」と提供した労働力とに比例して、合作社の収益を分配する。すなわちこの合作社の段階にいたつて、はじめて個々人の土地に対する全体的支配が実現し、したがつて耕地の整理・土地の改良が実行できる

にいたる。たとえば四川省三台県尊德郷第八村の王達安農業生産合作社では、互助組の時代には、一条五〇余丈の溝堰を興修するのに、組員個々の利害関係から甲論乙駁で、結局工事ができなかつたが、合作社が成立し、土地が入股されると、皆が損をせず、便利になるので、二八〇余「工」（労働力）を費して、溝堰が修通したし、また以前には一筆の水田が、大きいので九分（わが六畝）、小さいのは一分二厘（〇・八畝）、畔で仕切られていたが、合作社の成立後、一〇〇余筆の田をならし、耕地整理をして、二・四畝（一反六畝）分をふやすことが出来たとし（『人民日報』一九五四年一月二十六日）、山西省平順県河北村でも、賈双慶農業生産合作社（三六戸）が成立して、土地の統一経営が実行されることとなるや、渠道が修成されれば、少なくとも四〇〇畝の土地の灌漑が可能となり、二度澆水すれば、一畝につき最低三〇斤の糧食が増産、したがつて四〇〇畝に一二、〇〇〇斤は増産が可能だといつた計算のもとに、社員の熱情を鼓舞し、一月二十四日から全社員が三日間かかつて二支里（一キロ）の渠道を修成することができたと報じている。

（『人民日報』一九五四年四月五日）

もつとも水源の規模・利用地畝の大小などによつて、実際の用水量は制約せられ、そのためたとえば山西省では大衆性の愛水・節水運動が展開されて、「愛水節水公約」の訂立も報ぜられ、汾河・瀟河等の地方の農民たちは、水量の大小にもとずき、使水の集中あるいは分散の原則―水量不足のときには、「先青苗後白地」・「先低稈作物、後高稈作物」の弁法に依じて、水量を分配する―をつくり出し、また解県西王村等の地方では、棉花の澆水を一行おきの溝に入れるといった方法を採用するにいたつている。(武光湯「山西省改善灌溉落揮水利効能的経験」『人民日報』一九五二年三月一日)

つぎに水利管理機構の改革であるが、地主・豪紳の独占把持こそすてに推翻されたものの、武光湯氏も「封建性を帯びた不合理な管理制度は、なお未だ完全に改変されず、大部分の地区では、依然「渠長」・「甲頭」制を保留して、水権は少数人に操縦せられ、使水特権を享有しておる。また管理の不善からして、歳修工程上にも、嚴重な不公と人力・物力の浪費の現象がある」とし、渠長・甲頭制や大衆を搾取する「水龍頭」・「水老人」を廃除し、受益

者に水利代表を(五〇戸ないし一〇〇戸に一名の割で)選挙させて、渠道あるいは渠水利代表会を組織せしめ、代表会から水利委員会をつくらせ、責任を以て本渠の水利工作を管理させることにした。そして今日(一九五二年三月)では、汾河・瀟河・滹沱河・雲中河・牧馬河・陽武河・龍子寺・霍泉渠などの灌溉系統、および榆次・臨汾・定襄等二十三の重点渠では、みな水利代表会がつくられ、若干の地区では、すでに三回以上の会議が開かれ、渠・渠水利代表はすでに四、〇〇〇余人にのぼり、大部分のものは、水利に熱心な積極分子と、水利に対し貢献し・創造した労働模範である。そして水利紛争もすでに大々的に減少している。たとえば榆次專區では、土地改革前には、水利紛争が一二〇件も発生したが、一九五一年にはわずかに一六件、晋中の汾河では五〇年に一五件あつたが、五一年にはわずかに四件、しかもいずれも水利代表の協商で解決している。

またこれまでの不合理な分村分段割拠・上下流と受益村との間の分配水程の不公平に鑑み、

武氏は、ここに次のごとき例をあぐ。すなわち崞陽武村の水地二、〇〇〇畝には分水四日、南田村の水地三、〇〇〇畝は分

水一日、南太林・魏家荘の水地四、〇〇〇畝は分水わずかに一日にすぎぬこと、また霍都峪・岔口等の地では、いぜん「上足下用」の不合理な灌漑原則を採用し、上流の村では毎年連続していくたびか灌漑するのに、下流の村では三年に一度もまわつて来ぬと。

河系渠道の統一管理・統一使用の方向に、その運動を進めて来た。そして一部にそれが実現している。すなわち一九五〇年汾河灌漑が、水利労働模範劉長義によつて、まづさきに統一管理・統一使水を実行し、区村の地界を打破して、地形・地勢に應ずる順水行漑のやり方がはじめられ、前年まで僅かに五〇万畝を灌漑したのが、この年には七〇万畝、五一年には九四万畝におよび、また霍泉渠の南・北・中の三条の渠道の統一使水ののちには、南霍渠は過去には三六日て一回輪漑したものが、現在では十八日に短縮せられ、北霍渠も四五日が二五日に短縮、また中霍渠はもと麦地にのみ灌漑できたが、今や秋田にも水があつて灌漑するようになった。榆次の瀟河官申渠は、四九年には六〇日でも全部を灌漑しえなかつたが、五一年の統一管理後には、十八日て全部を漑完するようになった。また張慶渠は五〇年には十五日でもつて三、〇〇〇畝地を漑したものが、五一年の

統一使水後には、十日で四、五四〇畝地を灌漑するにいたつた。さらに陽武河は、過去には十八カ村水地五万畝に対し、三〇日て輪漑一回に及んでいたが、五一年には二二日半で全部が漑完し、あまつた水量で新しく六カ村一六、〇〇〇畝が用水を受けることとなつたと。

さらに武氏によれば、一步を進めて、「使水公約」を定めて、不偷水・不浪費・不失水等各種の保証をさせる方向にむかい、すでに瀟河等十五道渠および五〇余カ村は、全部その「公約」を訂立していると。

以上は、新中国におけるほんの若干例をとり出したに過ぎず、これを全国的にみれば、地主・豪紳の水利専擅こそ無くなつたろうが、武氏のいうごとく「封建性を帯びた不合理な管理制度は、なお未だ完全に改変されず」。とりわけ村々が長年もち来たつた用水慣行を打破して、全体の立場からその用水を調整してゆくには、数々の苦難の途をたどらねばならぬことであらう。

(一九五五年八月二日改稿)

multiplied—in short, it has come into its own. This is the so-son (惣村) under the Muromachi Shogunate. But the so-son was still insecure because of the stratification of the population within itself and the interference of the warring magnates. This will explain to some degree the military character of the community.

In this article I aimed to trace the slow and continuous development of the village community and to illustrate it in its proper position under the feudal structure of medieval Japan.

## The Geographical Scale of the Community

By

Ichiro Suizu

Between the area and the population of the community there is a general rule and in the mode of combination among the various territories from the village to the nation there also is an order and a kind of systematization. This article is a more detailed study from the above-mentioned view-point of the foregoing research "The Stratificated Combination of the Areas" which I published in the *Geographical Review* (vol. 28, No. 5). An approach was made as to the reciprocal relation between the evolution of the territories and their organization and of spontaneous and the institutional communities.

The areas, the landscapes and the nature are the original whole of the human community and I want to pave the way to the "area" as man has once found the "society".

## Irrigation Customs in China

By

Motonosuke Amano

For the growth of the agricultural production water supply is indispensable and its management is influential for the life of the community. When it is taken up by the public and the communal authority or by the individual the right of the water management comes to the fore. This article is an attempt to describe this as a function of the village community.

But in China the variety of natural conditions and social development gave rise to the local deviations in the irrigative customs. I am therefore concerned with the formation of such customs according to the geographical localities mainly documented in the materials which I collected in China and moreover referred them to the new social developments under the Communist government. There the irrational institutions with decaying feudalism are in the process of reform and unification.

## Archaeological Study on the Indigeneous Cultures of Southern Korea

By

Kyoichi Arimitsu

From the Yellow River Basin and Northern Asia the first metal culture, which were represented by the weapons, harness and chariot fittings, spread over Korea, and then the colonization by Han started in 108 B. C. The Han colonists can be recognized from a large number of burial mounds, in which the characteristic Chinese relics of highly developed Iron Age culture have been found. In Southern Korea, beyond the boundary of Lo-lang, very few concrete evidences of the Lo-lang culture were found, while over 150 finds of polished stone daggers, which were undoubtedly imitated by the contemporary native people the bronze daggers of the first invaded metal culture prior to the development of the Han colony, were reported. Some of these stone daggers were found in the prehistoric graves, among them the so-called "dolmens" are most significant. The beneath constructions of the dolmens as well as the common prehistoric graves, in which the stone daggers were found, are classified into stone cists, rectangular chambers and some of them are covered with a heap of stones. Such constructions are functionally similar to those of the burial chambers covered with mounds which were common in Southern Korea during the Time of Three Kingdoms (4-7 century A. D.); the latter having an elongated, paralleled-sided chamber or gallery with no functional distinction of a passage, usually for a single inhumation and some are covered with a heap of